

IP通信網サービス契約約款 別冊(シェアードIP-PBXサービス)

【現改比較表】 2026年2月28日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

目次

第1条～第84条 (略)

第85条 [電話番号案内](#)

第86条 [電話帳](#)

第87条～第88条 (略)

別記

1 (略)

2 [電話帳の普通掲載](#)

3 [電話帳の掲載省略](#)

4 [電話帳の重複掲載](#)

5～10 (略)

料金表 (略)

目次

第1条～第84条 (略)

第85条 [削除](#)

第86条 [削除](#)

第87条～第88条 (略)

別記

1 (略)

2 [削除](#)

3 [削除](#)

4 [削除](#)

5～10 (略)

料金表 (略)

第1条～第84条（略）

（電話番号案内）

第85条 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー3のタイプ8、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るもの）に限りま
す。）に係る者に限ります。）から請求があったときは、IPセントレックス番号を当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。

（注）本条に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、NTT 東日本株式会社及びNTT 西日本株式会社とします。

（電話帳）

第86条 当社は、シェアードIP-PBX契約者から請求があったときは、別記2から4に定めるところによりIPセントレックス番号を電話帳（当社が別に定める特定協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。）に掲載します。

（注1）第85条（電話番号案内）に規定する電話番号案内を行わない場合については、電話帳の掲載は行いません。

（注2）本条に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、NTT 東日本株式会社及びNTT 西日本株式会社とします。

第1条～第84条（略）

第85条 削除

第86条 削除

(番号情報の提供)

第 87 条 当社は、当社の番号情報（電話番号案内又は電話帳掲載に必要な情報（[第 85 条（電話番号案内）](#) 及び [第 86 条（電話帳）](#) に規定する電話番号案内及び電話帳掲載を省略することとなったシェアード I P - P B X 契約者に係る番号情報を除きます。）をいいます。以下本条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために NTT 西日本株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下本条において同じとします。）に登録します。

2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する NTT 西日本株式会社が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限ります。）に提供します。

(注 1) 本条第 2 項に規定する当社が別に定める者は、NTT 西日本株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

(注 2) 当社は、本条第 2 項に規定する電気通信事業者等を閲覧に供します。

(注 3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年総務省告示第 695 号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供

(番号情報の提供)

第 87 条 当社は、[シェアード I P - P B X 契約者（第 6 種シェアード I P - P B X サービス（カテゴリ 1、カテゴリ 2、カテゴリ 3 のタイプ 1、カテゴリ 3 のタイプ 4 のプラン 2、カテゴリ 3 のタイプ 5、カテゴリ 3 のタイプ 6、カテゴリ 3 のタイプ 7、カテゴリ 3 のタイプ 8、カテゴリ 4、カテゴリ 7 又はカテゴリ 8 に係るもの）に限りま](#)す。）に係る者に限ります。以下本条において同じとします。）から請求があったときは、当社の番号情報（電話番号案内又は電話帳掲載に必要な情報をいいます。以下本条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために NTT 西日本株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下本条において同じとします。）に登録します。[この場合において、登録する番号情報は N T T 西日本株式会社が定める形式に従うものとし、シェアード I P - P B X 契約者から請求があったとしても登録できないことがあります。](#)

2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する NTT 西日本株式会社が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限ります。）に提供します。

(注 1) 本条第 2 項に規定する当社が別に定める者は、NTT 西日本株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

(注 2) 当社は、本条第 2 項に規定する電気通信事業者等を閲覧に供します。

(注 3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年総務省告示第 695 号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止

<p>を停止する措置を行います。</p> <p>(注4) 電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に NTT 西日本株式会社が提供します。</p>	<p>する措置を行います。</p> <p>(注4) 電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に NTT 西日本株式会社が提供します。</p>
<p>第87条の2～第88条(略)</p> <p>別記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>電話帳の普通掲載</u></p> <p>(1) <u>当社は、シェアードIP-PBX契約者(第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー3のタイプ8、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限り、)に係る者に限り、以下この項において同じとします。)から請求があったときは、IPセントレックス番号に普通掲載として次の事項を掲載します。</u></p> <p><u>ア シェアードIP-PBX契約者又はそのシェアードIP-PBX契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1</u></p> <p><u>イ シェアードIP-PBX契約者又はそのシェアードIP-PBX契約者が指定する者の職業(当社が別に定める協定事業者が定める職業区分によるもの)のうち1</u></p> <p><u>ウ シェアードIP-PBX契約者又はそのシェアードIP-PBX契約者が指定する者の住所又は居所のうち1</u></p> <p>(2) <u>(1)に規定する事項は、当社が別に定める協定事業者が定める形式に従って掲載します。</u></p> <p>(3) <u>(1)の規定により普通掲載として掲載できる数は、利用するIPセントレックス番号の数の範囲内とします。</u></p> <p>(4) <u>当社は、その普通掲載が当社が別に定める特定協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。</u></p> <p><u>(注)本条に規定する当社が別に定める特定協定事業者はNTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社とします。</u></p>	<p>第87条の2～第88条(略)</p> <p>別記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>削除</u></p>

<p>3 <u>電話帳の掲載省略</u> <u>当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー3のタイプ8、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下この項において同じとします。）から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。</u></p>	<p>3 <u>削除</u></p>
<p>4 <u>電話帳の重複掲載</u> <u>(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービスのタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー3のタイプ8、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下この項において同じとします。）から、普通掲載のほか、別記2（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。</u> <u>ア 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名による掲載</u> <u>イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載</u> <u>(2) (1)に規定する事項は、当社が別に定める特定協定事業者が定める形式に従って掲載します。</u> <u>(3) 当社は、その重複掲載が当社が別に定める特定協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。</u> <u>(注)本条に規定する当社が別に定める特定協定事業者はNTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社とします。</u></p>	<p>4 <u>削除</u></p>

▲ I P通信網サービス契約約款 共通編

附 則（令和8年2月24日 C A S 1 第000400010180-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。